

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 (")	2
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	2
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (12・9 掲示)	2

告 示

高知県告示第679号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成28年12月12日（掲示済）
 高知県知事 尾崎 正直
 栄喜加入区

高知県告示第680号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年12月高知県告示第741号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年12月11日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成28年12月12日（掲示済）
 高知県知事 尾崎 正直
 栄喜加入区

高知県告示第681号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成28年12月13日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成6年5月農林水産省告示第791号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第682号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成28年12月13日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成7年2月農林水産省告示第201号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第683号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年11月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年12月13日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 多角測量（基準点測量）

2 作業期間
 平成28年11月10日から平成29年3月10日まで

3 作業地域
 幡多郡黒潮町小黒ノ川地区の一部

高知県告示第684号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年12月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成28年12月13日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 多角測量（基準点測量）

2 作業期間
 平成28年11月22日から平成29年2月28日まで

3 作業地域
 幡多郡黒潮町小黒ノ川地区の一部

高知県告示第685号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年12月13日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 宿毛津島
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町楠山字北久山1163番6から宿毛市橋上町楠山笹平山国有林1066林班い小班まで	前	4.9 }	1,413
	後	6.7 }	1,408

高知県告示第686号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年12月13日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内西分字 金光寺673番2から 須崎市浦ノ内西分字 金光寺3203番1まで	前	7.4 }	79
	後	9.3 }	79

高知県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成28年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大森字子ズギ アレ2番14から 吾川郡いの町大森字トホノ 石101番23地先まで	67	平成28年12月13日

高知県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成28年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市大井字ヘラ石乙488番2	71	平成28年12月13日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	二宮 修	南国市廿枝 1618番地の1
〃	吉川 靖男	〃 下末松 261番地
〃	門田 英夫	〃 廿枝 1271番地
〃	門田 理博	〃 〃 1279番地
〃	高橋 伸明	〃 〃 320番地の1
〃	中沢 節男	〃 〃 391番地の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
二宮 修	南国市廿枝 1618番地の1
吉川 靖男	〃 下末松 261番地
門田 英夫	〃 廿枝 1271番地
門田 理博	〃 〃 1279番地
高橋 伸明	〃 〃 320番地の1
中沢 節男	〃 〃 391番地の2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。
平成28年12月13日

高知県知事 尾崎 正直

- (1) 土地改良事業の名称

- ため池等整備事業（用水施設）
- (2) 地区名
山株地区
- (3) 工事完了年月日
平成27年2月10日

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書類を受領しないときは、平成28年12月30日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年12月9日（揭示済）
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
平成28年12月7日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
宿毛市山奈町山田字妙見ノ下6160番3の土地の所有者のうち次の者
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 浜田 伝次
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 谷岡 作太郎
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 谷岡 長太郎
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 谷岡 儀之助
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 北原 常次
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 中脇 伊勢太郎
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 谷岡 芳太郎
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 北原 末
住所不明。ただし、登記簿上の住所
宿毛市山奈町山田 藤原 豊吉